

改正ハラスメント対策・ 改正パートタイム有期雇用労働法等 説明会のご案内

10月から、労働施策総合推進法等の改正により、カスタマーハラスメントおよび求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務になります。

また、パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善を進めるためパートタイム・有期雇用労働者に関するルールが改正されます。

当説明会では、これらの改正内容等について説明いたしますので、ぜひご参加ください。

● 開催日時

2026年9月7日(月) 10:00～11:30

- 開催形式… オンライン (Microsoft Teams)
- 定 員… 300名
- 対 象… 県内企業の人事・労務担当者・経営者様
- 申込期日… 2026年8月28日(金)
- 申込方法… 労働局(労働基準関係)・労働基準監督署
説明会等受付サイトから

監督署説明会等受付サイト

検索

※参加URLは9月3日頃を目途にメールで通知します。

※当日の資料は、9月3日頃を目途に群馬労働局HPに掲載します。必要な場合はダウンロードしてください。

※カスタマーハラスメントに関する説明は、“**労務管理上、「事業主が講ずべき措置」について解説するもの**”です。併せてハラスメント防止規定の例等参考資料をご案内します。

よって、カスタマーハラスメントへの対応方法や行為者への処遇等を解説するものではありませんのでご了承ください。

＼ 説明会に関するお問合せはこちら！ ／

群馬労働局雇用環境・均等室

TEL 027-896-4739

(受付時間 9:00～17:00 ※土日祝除く)

厚生労働省

群馬労働局